

## ■ 4条1項11号

不服 2026-001973

### <本願商標>

「FALCONs」（標準文字）

第42類「船体汚損状態を監視するためのコンピュータソフトウェアの提供，船体推進性能を監視するためのコンピュータソフトウェアの提供，船体汚損管理計画を提案するためのコンピュータソフトウェアの提供，船体洗浄計画を提案するためのコンピュータソフトウェアの提供」

### <結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

### <原査定理由>

引用商標：「FALCON」（標準文字）

第42類「信用詐欺・クレジットカード詐欺・デビットカード詐欺・小切手詐欺・身元詐称・担保詐欺・銀行詐欺その他の詐欺の監視・追跡・検出・防止のためのコンピュータプログラムの提供，信用詐欺・クレジットカード詐欺・デビットカード詐欺・小切手詐欺・身元詐称・担保詐欺・銀行詐欺その他の詐欺に関するデータ処理用のコンピュータプログラムの提供」及び第9類

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

#### (1) 本願商標について

本願商標は、「FALCONs」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、「ハヤブサ」の意味を有する英語「FALCON」の複数形であって、「ファルコンズ」と発音されるものである（「新英和（第7版）中辞典」株式会社研究社参照）。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ファルコンズ」の称呼及び「(複数の) ハヤブサ」の観念を生じるものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、「ハヤブサ」の意味を有し「ファルコン」と発音される英語「FALCON」（前掲書、参照）の文字を標準文字で表してなるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「ファルコン」の称呼及び「ハヤブサ」の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較すると、外観において、両者は、本願商標における語尾の小文字「s」の有無という差異を有するものの、構成の大半又は全てを占める大文字「FALCON」のつづりを同じくするから、近似した印象を与えるものである。

また、称呼において、本願商標から生じる「ファルコンズ」の称呼と、引用商標から生じる「ファルコン」の称呼とを比較すると、称呼における識別上重要な要素である語頭音から第4音までの「ファルコン」の音を同じくし、異なるところは語尾における「ズ」の音の有無のみであるから、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、語調語感が近似し、互いに聞き誤るおそれがある。

さらに、観念において、本願商標と引用商標は、単数形、複数形の違いはあるものの、いずれも「ハヤブサ」を想起させる点で、明確に区別し難いから、相紛らわしいものである。

そうすると、本願商標と引用商標は、外観において近似した印象を与えるものであり、称呼において聞き誤るおそれがあり、観念において相紛らわしいものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。

(4) 本願商標と引用商標の指定役務の類否について

ア 本願商標の指定役務は、・・・、船体汚損状態や船体推進性能を監視するためのコンピュータソフトウェアの提供や船体汚損管理計画や船体洗浄計画を提案するためのコンピュータソフトウェアの提供である。

また、引用商標の指定役務は、・・・、詐欺の監視・追跡・検出・防止のためのコンピュータプログラムの提供や詐欺に関するデータ処理用のコンピュータプログラムの提供である。

上記指定役務は、いずれも、電気通信回線を通じて、所定のコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムを利用させることを目的としており、電子機器の利用者などを需要者として、一般的には、情報サービス業者（インターネット接続事業者や当該コンピュータソフトウェアの設計・開発者など）により提供されている。

イ 請求人は、本願商標と引用商標の指定役務とは、提供されるコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムの内容や目的、提供する事業者が異なるものであり、特定の用途に限ったコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムであることを考慮すると、需要者の共通性は限定的であるから、類似しない旨を主張する。

しかしながら、本願商標と引用商標の指定役務は、提供に供されるコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムの内容や用途は異なるとしても、上記アのとおり、いずれも電気通信回線を通じて、所定のコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムを利用させることを目的とするものであり、情報サービス業者などにより提供されるものである。

また、一般論としても、コンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムの内容や用途には多種多様なものがあるが、いずれもコンピュータプログラマーやシステムエンジニアなど、コンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムに精通する者を有する事業者によって、当該コンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムを需要者が利用できるように環境を整えるという点で共通しているから、提供に供されるコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムの内容が異なるとしても、情報サービス業者であれば、本願商標及び引用商標の指定役務の双方を提供できない理由は考えにくい。

ウ よって、上記役務は、目的（所定のコンピュータソフトウェア・コンピュータプログラムを利用させること）、提供の手段（電気通信回線を通じて行われること）、需要者（電子機器の利用者など）、提供事業者（情報サービス業者）等を共通にするものであるから、同一又は類似の商標を使用するときは、同一事業主の提供に係る役務であると誤認されるおそれがある。

#### (5) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、それら指定役務は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント


本願商標「**FALCONs**」と引用商標「**FALCON**」は、外観において近似した印象を与えるものであり、称呼において聞き誤るおそれがあり、観念において相紛らわしいものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、互いに紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

語尾の「S (s)」の有無の違いしかない商標の類似性は、拒絶査定不服審判でも定期的に争われている印象があります。結論としては、どちらかといえば非類似と判断されているケースが多いように感じますが、ポイントは、それらの商標から観念が生じるかどうかという点といえそうです。すなわち、それらの商標が、既成語であるか造語であるかが、結論を大きく左右する一要因となっているように思われます。

本事件における本願商標「**FALCONs**」と引用商標「**FALCON**」は、ともに「ハヤブサ」を意味する英単語（既成語）からなるところ、本願商標の語尾の「s」は複数形を表わすと無理なく理解されることから、これらは観念が共通することにより、やはり類似性は認められやすくなるでしょう。本事件の場合は、本願商標を構成する語尾の「s」だけが小文字ということもあり、外観上の近似性も認定されやすかったように思われます。両商標の称呼については、さすがに明瞭に聴別できるような気もしますが、審決では『両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、語調語感が近似し、互いに聞き誤るおそれがある』と判断されております。

なお、請求人は、本願商標の指定役務である「船体汚損状態や船体推進性能を監視するためのコンピュータソフトウェアの提供や船体汚損管理計画や船体洗浄計画を提案するためのコンピュータソフトウェアの提供」と、引用商標の指定役務である「詐欺の監視・追跡・検出・防止のためのコンピュータプログラムの提供や詐欺に関するデータ処理用のコンピュータプログラムの提供」の非類似も争っておりますが、認められませんでした。



ちなみに、請求人は、拒絶査定不服審判において「」と「**FALCON**」の商標の類似性も争ったようですが、本事件と同様に、両商標は類似するとの審決が出されております（不服 2026-001974）。

（弁理士 永露 祥生）

< 2026年6月14日 >